

別記1 (第4条関係)

総合評価点算定基準 (施工体制確認型)

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、予定価格の範囲内で申込みがあった者のうち、入札書が無効でない者及び足利市低入札価格調査制度実施要綱第5条第3項において失格となっていない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点} + \text{施工体制評価点 (0点又は-10点)}$$

2 価格点及び評価点の配点

配点は、次のとおりとする。

- (1) 価格点 100点
- (2) 価格以外の評価点 25点
- (3) 施工体制評価点 0点又は-10点

3 価格点の算定方法

- (1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \quad [\text{小数点以下第4位四捨五入}]$$

- (2) 最低価格及び入札価格は、次のとおりとする。

ア 全入札者(入札書が無効でない者)が、低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者である場合

最低価格 各入札者の入札価格(消費税等を含まない。以下同じ。)のうち最低の金額

入札価格 各入札者の入札価格

イ 全入札者(入札書が無効でない者)のうち、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合

最低価格 低入札調査基準価格(消費税等を含まない。以下同じ。)

入札価格 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者は各入札者の入札価格

低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は低入札調査基準価格

4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料(添付書類を含む。)により、評価項目算定資料提出日(以下「評価基準日」という。)現在において、別紙に定める評価項目について評価を行い算定する。

なお、価格以外の評価は、特定建設工事共同企業体に係る入札にあつては代表者を対象として行う。

5 施工体制評価点の算定方法

- (1) 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者の施工体制評価点は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことから、施工体制確認審査資料の提出を求めず0点とする。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者の施工体制評価点は、入札者が提出した施工体制確認審査資料(添付書類を含む。)により、施工体制確認審査資料作成要領に定める評価項目について評価を行い算定する。なお、必要に応じて、工事担当課の長は意見聴取を行い評価に反映することができる。
- (3) 前号の審査の結果、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと工事担当課の長が認めるときには、施工体制評価点を0点とし、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると工事担当課の長が認めるときには、施工体制評価点を-10点とする。
- (4) 施工体制確認審査を辞退した者の施工体制評価点は-10点とする。

6 評価項目算定資料については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者について提出を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。  
配置予定技術者の評価点は、配置予定技術者に係る評価項目の得点合計が最も低いものをもって評価する。
- (2) 配置予定技術者については、同種・類似工事を元請として受注した工事において、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した工事経験を評価対象とする。これを証明する書類は、評価対象工事に従事したこと及び当該工事の内容が評価基準に該当する工事であることを証明できるもの（CORINSの「登録内容確認書」、契約書、設計書、仕様書、図面等の写し等）とする。なお、当該技術者が、同種・類似工事において、契約工期全般にわたり従事していない場合は、当該技術者の従事期間の工事内容が分かるもの（仕様書に定める「計画工程表（工事実施工程表）」等）を評価資料に添付するものとする。
- (3) 解体工事施工技士については、（公社）全国解体工事業団体連合会が実施した資格試験の合格者とする。これを証明する書類は、評価基準日現在有効な（公社）全国解体工事業団体連合会が発行する、登録証又は解体工事施工技士資格者証の写しに限るものとする。
- (4) 技術者数については、3か月以上直接的かつ恒常的に雇用している職員により評価する。これを証明する書類は、健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているもの）の写しに限るものとする。ただし、後期高齢者医療制度の加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写し及び住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市町村が作成する「特別徴収義務者用」に限る。）に限るものとする。
- (5) 1級舗装施工管理技術者については、（一社）日本道路建設業協会又は（財）道路保全技術センターが実施した資格試験の合格者とする。これを証明する書類は、評価基準日現在有効な1級舗装施工管理技術者資格者証の写しに限るものとする。
- (6) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとす。
- (7) 安全衛生活動の実績については、評価基準日の属する年度の前年度末日までの1年間に、建設業労働災害防止協会が実施する安全衛生セミナー等を受講するなどして、当該協会が定めた基準を満たした者とする。なお、実績の証明については、当該協会が発行する安全衛生活動等実績証明書の写しに限るものとする。
- (8) 災害時の基礎的事業継続力については、評価基準日において、関東地方整備局の事業継続計画認定制度による「建設会社における災害時の基礎的事業継続力」認定の有無をもって評価する。これを証明する書類は、関東地方整備局長が発行する認定証の写しとする。
- (9) 地域活動の実績については、以下の項目のうち該当する項目数により評価する。
  - ア ボランティア活動実績 「愛リバーとちぎ」又は「愛ロードとちぎ」の実施団体の認定を受けている者（実施団体の構成員を含む。）が、評価基準日前1年以内に足利市内での活動を実施した実績
  - イ 消防団協力事業所認定実績又は消防団員の雇用実績 評価基準日において、足利市消防団協力事業所表示制度実施要綱の規定による協力事業所の認定を受けている実績又は足利市消防団条例（昭和41年3月25日条例第9号）の規定による消防団員に任命されている者を役員若しくは直接的かつ恒常的な雇用関係にある者（ただし、3か月以上雇用していることは必要としない。）としている実績